

# 最近寄せられた『よくある質問』集——その35——

問 当社では、年次有給休暇（以下「年休」といいます）の時間単位付与の導入を検討しています。

## 質問に答えます

また、年休を1日与えた場合の賃金については、以前は通常の賃金（取得日の所定労働時間×時間給額）を支払っていますが、所定労働時間が長い日に年休が集中したため、現在は、平均賃金で支払っています。この場合、年休を1時間与えた際の賃金は、その労働者の時間給額で良いのでしょうか。

当社の労働者の大多数は時間給制のパートタイム労働者で、日によって所定労働時間が異なりますが、その場合、年休1日が何時間分の年休になるのでしょうか。

答 年休の時間単位付与は、労働基準法（以下「法」といいます）の改正により、今年4月から認められた制度で、対象労働者の範囲、年休の日数などを労使で協定することにより、年に5日を限度として時間単位で与えることができます。

まず、1日分の年休が時間の時間単位年休に相当するかについては、

過去3ヶ月間に支払われた賃金総額を曆日数で除したもの（又は所定労働時間数で除した賃金）を支払わなければなりません。例えば、ある労働者の労使協定を締結することにより健保法の標準報酬日額に相当する金額を支払うこともできます。ご質問の時間単位年休を与えた時間に支払うべき賃金については、法施行規則25条2項及び3項で「時間給額の賃金」もしくは、平均賃金又は標準報酬日額をその日の所定労働時間数で除して得た額の賃金」とされていますが、「時間単位年休に対する支払われる賃金について、平均賃金、通常の賃金、標準報酬日額のいずれを基準とするかについては、日単位による取得の場合と同様となるけれども、なればならない」（平成21・5・29基発0529001）とされています。

この例で、御社が通常の賃金を支払う制度を採っていると、1時間の年休を与えた場合の賃金は一律800円で、1日の年休を与えた場合の賃金は、その日の所定労働時間×800円となります。

時間数（年間総所定労働時間数÷年間所定労働日数）を基に、1年間ににおける総所定労働時間数が決まっていない場合には、所定労働時間数が決まっている期間における1日平均所定労働時間数を基に定めることとなります。

なお、この場合、1時間に満たない時間数については、時間単位に切り上げることとされています。次に、年休を取得した際に支払われる賃金については、法39条7項で、平均賃金（法12条による